

親族等の異動の場合、現資格者と新資格者の印鑑を替えてください。
現資格者の死亡による異動の場合は、現資格者の印鑑は必要ありません。

組合員資格得喪通知書

令和 3 年 4 月 1 日

土地改良区理事長 殿

現資格者 住所 会津美里町字油田 1545 番地
氏名 宮川 太郎 印

新資格者 住所 会津美里町字油田 1545 番地
氏名 宮川 花子

TEL 0242 (54) 7154

生年月日 昭和40年1月1日



下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	用途	地積(m ²)	適用
会津美里町		油田	〇〇〇	田	田	991	
"		"	△△△	田	畑	500	

*土地の全部を異動する場合は、別紙対応でよい。

2 資格得喪の原因及びその時期

- 1. 所有権の移転 (イ、売買 ロ、贈与 **ハ、相続** 二、交換)
- 2. 使用収益の設定 (イ、賃貸借 ロ、使用貸借)
- 3. 農業者年金受給に伴う経営移譲
- 4. その他 ()

異動の時期 (令和2年3月1日)

経営移譲、農地の売買・交換等の場合は、農業委員会の許可日を記入してください。
現資格者の死亡による異動の場合は、死亡日を記入してください。